

【表紙】

【発行登録番号】 30-関東 1

【提出書類】 発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 4月20日

【会社名】 ダイキン工業株式会社

【英訳名】 DAIKIN INDUSTRIES,LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 十 河 政 則

【本店の所在の場所】 大阪市北区中崎西二丁目 4番12号梅田センタービル

【電話番号】 大阪(06)6373-4319

【事務連絡者氏名】 経理財務本部 財務グループ長 面 川 喜 昭

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南 2丁目18番 1号 J R品川イーストビル

【電話番号】 東京(03)6716-0112

【事務連絡者氏名】 コーポレートコミュニケーション室
経営IRグループ担当課長 山 田 香 織

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行予定期間】 この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成30年 4月28日)から 2年を経過する日(平成32年 4月27日)まで

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 300,000百万円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 ダイキン工業株式会社東京支社
(東京都港区港南 2丁目18番 1号 J R品川イーストビル)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2番 1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1 【新規発行社債】

未定

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

未定

(2) 【手取金の使途】

運転資金、設備資金、投融資資金、社債償還資金、借入金返済資金及びコマーシャルペーパー返済資金等に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

- 事業年度 第114期(自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日) 平成29年 6 月29日関東財務局長に提出
- 事業年度 第115期(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日) 平成30年 7 月 2 日までに関東財務局長に提出
予定
- 事業年度 第116期(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成31年 3 月31日) 平成31年 7 月 1 日までに関東財務局長に提出
予定

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- 事業年度 第115期第 1 四半期(自 平成29年 4 月 1 日 至 平成29年 6 月30日) 平成29年 8 月 9 日関東財務局長に
提出
- 事業年度 第115期第 2 四半期(自 平成29年 7 月 1 日 至 平成29年 9 月30日) 平成29年11月 8 日関東財務局長に
提出
- 事業年度 第115期第 3 四半期(自 平成29年10月 1 日 至 平成29年12月31日) 平成30年 2 月14日関東財務局長に
提出
- 事業年度 第116期第 1 四半期(自 平成30年 4 月 1 日 至 平成30年 6 月30日) 平成30年 8 月14日までに関東財務
局長に提出予定
- 事業年度 第116期第 2 四半期(自 平成30年 7 月 1 日 至 平成30年 9 月30日) 平成30年11月14日までに関東財務
局長に提出予定
- 事業年度 第116期第 3 四半期(自 平成30年10月 1 日 至 平成30年12月31日) 平成31年 2 月14日までに関東財務
局長に提出予定
- 事業年度 第117期第 1 四半期(自 平成31年 4 月 1 日 至 平成31年 6 月30日) 平成31年 8 月14日までに関東財務
局長に提出予定
- 事業年度 第117期第 2 四半期(自 平成31年 7 月 1 日 至 平成31年 9 月30日) 平成31年11月14日までに関東財務
局長に提出予定
- 事業年度 第117期第 3 四半期(自 平成31年10月 1 日 至 平成31年12月31日) 平成32年 2 月14日までに関東財務
局長に提出予定

3 【臨時報告書】

- 1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日(平成30年 4 月20日)までに、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及
び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成29年 6 月30日に関東
財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類とされている有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載の「事業等のリスク」の内容については、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録書提出日（平成30年4月20日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項については、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

ダイキン工業株式会社 本店
（大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル）
ダイキン工業株式会社東京支社
（東京都港区港南2丁目18番1号JR品川イーストビル）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部 【保証会社等の情報】

該当事項はありません。